

認定基準

(建築基準法施行規則第10条の3第1項第一号、同条第3項)

- 1 農道その他これに類する公共の用に供する道であり、延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計をいう。以下同じ。)が200平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。

この項による道とは、農道、土地改良事業等によって造られた道及び河川管理用通路、または寺社の参道等で、管理者、所有者の承諾のあるもの。

(建築基準法施行規則第10条の3第1項第二号、同条第3項、第10条の4の2第2項)

- 2 令第百四十四条の四第一項各号に掲げる基準に適合する道であり、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅

2 - 1 規則第10条の4の2第2項に規定する承諾(*2)があるものであり、道に2メートル以上接するもので、昭和46年12月28日に変更された宇治市都市計画区域の施行日以前に建築物の立ち並びがあるものに適用する。

2 - 2 規則第10条の4の2第2項に規定する承諾があるものであり、道に2メートル以上接するもので、昭和46年12月28日に変更された宇治市都市計画区域の施行日以降、基準時(平成11年5月1日)までに確認処分を受け着工した、法第43条第1項について法第3条第2項の適用を受ける不適格建築物が存在する、敷地又は道に適用する。

(*1) 道……道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令(規則第10条の3第1項)で定める基準に適合するものに限る。

(法第43条第2項第1号カッコ書き)

*2) 承諾……法第四十三条第二項第一号の規定による認定の申請をしようとする場合(当該認定に係る道が第十条の三第一項第一号に掲げる基準に適合する場合を除く。)においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第一項第二号及び同条第二項において準用する令第百四十四条の四第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。
(規則第10条の4の2第2項)